

玉山村の編入に伴う一般職の職員等の勤務条件に関する関係条例の一部改正について

平成17年12月22日

総務部

1 盛岡市職員の再任用に関する条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山村の編入に伴い、同村を退職した者の再任用に関する経過措置を定めようとするものである。

(2) 改正の概要

玉山村の編入の日前に同村を退職した者について、定年退職に準ずる者について定めている盛岡市職員の再任用に関する条例の規定を適用する。

2 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山村の編入に伴い、同村の職員から引き続き市職員となった者に係る休暇の承認等に関する経過措置を定めようとするものである。

(2) 改正の概要

玉山村の編入の日前に同村の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づきなされた手続、承認その他の行為は、盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 盛岡市職員給与支給条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山村の編入に伴い、同村の職員から引き続き市職員となった者の給与に関する経過措置を定めようとするものである。

(2) 改正の概要

ア 玉山村の編入の日前に同村の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、盛岡市職員給与支給条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

イ 旧玉山村職員の給料の減額措置については、玉山村の編入の日から平成

18年3月31日までの間は、次表のとおりとする。

給料表	旧玉山村職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級又は7級である職員	100分の3
	(2) その職務の級が4級又は5級である職員	100分の2
	(3) その職務の級が1級から3級である職員	100分の1
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が4級である職員	100分の2
	(2) その職務の級が1級から3級である職員	100分の1

4 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山村の編入に伴い、特殊勤務手当の支給範囲を改めようとするものである。

(2) 改正の概要

賦課徴収手当の支給範囲として玉山総合事務所税務住民課を加える等特殊勤務手当の支給範囲を改める。

5 盛岡市旅費条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

玉山村の編入に伴い、区長の旅費を定めるとともに、同村の職員の旅費に関する経過措置を定めようとするものである。

(2) 改正の概要

区長の日当、宿泊料等について、他の常勤特別職と同額に定めるとともに、玉山村の編入の前日に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、同村の職員旅費支給条例の例による。